

第3-1 パッケージ型自動消火設備試験基準

パッケージ型自動消火設備の設置に係る工事が完了した場合における試験は、次表に掲げる区分及び項目に応じた試験方法及び合否の判定基準によること。

ア 外観試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準	
パッケージ	設 備	目視により確認する。	設置場所に応じた設備が設置されていること。	
	ユニット（格納箱に消火剤貯蔵容器、受信装置、作動装置、加圧用ガス容器等が収納されたもの）	構造・性能	目視により確認する。	パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件（平成16年消防庁告示第13号。以下「第13号告示」という。）に定める基準に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、当該基準に適合するものである旨の認定合格証が貼付されていること。
		本 体		<ul style="list-style-type: none"> a 温度、湿度、衝撃、振動等により機器の機能に影響を受けるおそれのない場所に設けられていること。 b 火災等の被害を受けるおそれの少ない場所に設けられていること。 c 周囲に障害物がなく、整理整頓され、照明装置又は明かり窓が設けられている等、円滑な操作及び点検が行えること。 d 直射日光及び雨水等のかかるおそれの少ない場所であること。 e 格納箱は、地震等により倒れないように床又は壁に堅固に固定されていること。
		表 示 等		パッケージ型自動消火設備である旨の表示、取扱い上の注意事項、取扱い方法、表示が適正にされていること。
同 時 放 射 区 域	目視により確認する。	<ul style="list-style-type: none"> a 同時放射区域は、居室等及び倉庫等ごとに設定されていること。 b 同時放射区域は、壁、ふすま等で区画されている部分であること。 c 13㎡を超える居室を2以上に分割した場合は、それぞれの同時放射区域の面積は13㎡以上であること。 d 1の同時放射区域を2以上のパッケージ型自動消火設備で防護する場合は、連動して作動するものであること。 e 隣接する同時放射区域は、パッケージ型自動消火設備を共用していないこと。ただし、隣接する同時放射区域が耐火構造若しくは準耐火構造又はこれらと同等以上の防火性能を有する間仕切壁で区画されているとともに開口部に防火戸が設けられている等、延焼拡大のおそれが少ないと認められる場合は除く。 		

貯 蔵 消 火 剤		目視及び液面計又はてこ秤式測定器により確認する。		消火剤は所定のものが使用されており、規定量であること。	
消火剤貯蔵容器等	機 器	蓄圧式	貯 蔵 容 器	目視により確認する。	a 変形、漏液、塗膜のはく離等がなく、容器支持具等に確実に固定されていること。 b 表示が適正にされていること。
			作動装置（容器弁開放装置）	目視により確認する。	a 変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。 b 手動起動装置を有するものにあつては、安全ピン、ロックピン等が装着され、封印がされていること。
			バルブ類		変形、損傷等がなく、開閉位置が正常であること。
			指示圧力計		変形、損傷等がなく、指針が緑色範囲内にあること。
	加圧式	貯 蔵 容 器	目視により確認する。	a 変形、漏液、塗膜のはく離等がないこと。 b 容器支持具等に確実に固定されていること。 c 表示が適正にされていること。	
		バルブ類		変形、損傷等がなく、開閉位置が正常であること。	
	安 全 装 置		目視により確認する。	変形、損傷、つまり等がないこと。	
加圧用ガス容器等	機 器	目視により確認する。		a 変形、損傷、塗膜のはく離等がなく、容器支持具等に確実に固定されていること。 b 高圧ガス容器に該当するものにあつては、高圧ガス保安法に定める圧力容器の規定に適合したものであること。	
	加 圧 用 ガ ス 容 器		目視により確認する。	a 変形、損傷等がないこと。 b 不活性ガス消火設備等の容器弁、安全装置及び破壊板の基準（昭和51年消防庁告示第9号）に適合するものであること、又は総務大臣若しくは消防庁長官が登録をした登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されていること。	
	容 器 弁			a 変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。 b 手動起動装置を有するものにあつては、安全ピン、ロックピン等が装着され、封印がされていること。	
作 動 装 置 （ 容 器 弁 開 放 装 置 ）		目視により確認する。		a 変形、損傷等がなく、確実に取り付けられていること。 b 手動起動装置を有するものにあつては、安全ピン、ロックピン等が装着され、封印がされていること。	

		圧 力 調 整 器		変形、損傷等がなく、容器弁に確実に取り付けられていること。
		配 管		変形、損傷等がなく、確実に接続されていること。
	加圧用 ガス	種 別	目視により確認する。	所定の種類のガスであること。
		ガ ス 量		所定のガス量の容器が使用されていること。
起 動 装 置	感知部	感 知 方 法	目視により確認する。	検出方式の異なる2以上のセンサーにより構成され、同時放射区域内の火災を有効に感知できる位置に設けられていること。
		感 知 器	目視により確認する。	感知器型感知部にあつては、火災報知設備の感知器及び発信機に係る技術上の規格を定める省令（昭和56年自治省令第17号）の規定に適合し、消防法施行規則第23条第4項に定めるところにより設置されており、その他の感知部にあつては、上記に準じて設置されていること。
	手 動 起 動 装 置 (手動起動装置を有するものに限る。)		目視により確認する。	a 周囲に使用上及び点検上の障害となるものがないこと。 b 変形、損傷等がないこと。 c 鍵等を用いなければ作動できないようになっていること。
受 信 装 置	表 示 灯 ・ ス イ ッ チ		目視により確認する。	火災表示灯、電源表示灯、復旧スイッチが設けてあること。
	防 護 措 置			制御基盤等には、衝撃、じんあい等から保護するために適切な防護措置が講じてあること。
	予 備 品 等			所定の予備品、回路図、取扱説明書等が備えられていること。
選 択 弁	機 器 等		目視により確認する。	第13号告示が定める基準に適合するものであること、又は当該基準に適合するものである旨の認定合格証が貼付されていること。
	外 形 等			変形、損傷等がなく、結合部に緩み、脱落等がないこと。
放 出 導 管	機 器 等		目視により確認する。	a 第13号告示が定める基準に適合しているものであること、又は当該基準に適合しているものである旨の認定合格証が貼付されていること。 b 金属材料で造られていること。金属材料以外の場合は、火災による熱に対する措置が講じられていること。

		設 置 状 況		a 変形、損傷、つぶれ等がなく、確実に接続されていること。 b 他のものの支え、つり等に利用されていないこと。
		配 管 系 路		a 集合管、導管、分岐管等の管及びバルブ類の配管系路は、適正であること。 b 適正なサイズ及び機器であること。
		耐 震 措 置		振動による変形、損傷等が生じないように措置されていること。
放 出 口	設 置 方 法	配 置 等	目視により確認する。	a 放出口の周囲に消火剤の放射分布を妨げるものがないこと。 b 間仕切り、たれ壁、ダクト、棚等の増設、変更等による未警戒部分がないこと。
		配 管 と の 接 続		確実に接続されていること。
		放 射 障 害		周囲に消火剤の放射障害となるものがなく、取付け角度が適正であること。
	機 器 等		目視により確認する。	a 第13号告示が定める基準に適合するものであること、又は当該基準に適合するものである旨の認定合格証が刻印又は貼付されていること。 b 変形、損傷、つまり等がないこと。
電 源	常 用 電 源	目視により確認する。	a 専用の回路となっていること。 b 開閉器の容量が適正であること。	
	非 常 電 源 (内蔵型のものに限る。)		a 変形、損傷、漏液等がないこと。 b 所定の容量のものが取り付けられていること。	

備考 印の試験は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第13号）に適合しているものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものによっては、省略することができる。

イ 機能試験

試験項目		試験方法	合否の判定基準	
作動試験	貯蔵容器、加圧用ガス容器等	作動装置（容器弁開放装置）	容器弁開放装置を容器弁等から取り外し、起動装置を作動させ作動状況を確認する。 手動起動装置を有するものにあつては、キー等を用いて手動で作動させ作動状況を確認する。	作動が確実であること。
		指示圧力計	蓄圧式にあつては、標準圧力計を取り付けて確認する。	指示圧力計の指示値が適正であること。
		バルブ類	手で操作することにより作動状況を確認する。	開閉操作が容易であること。
		圧力調整器	加圧式にあつては、圧力調整器の二次側を締切状態にした後、加圧して作動状況を確認する。	圧力調整機能が正常であり、調整圧力値が適正であること。
	選択弁	系統ごとに、電気式のものにあつては受信装置を操作することにより、ガス圧式のものにあつては試験用のガスを用いて、それぞれ作動状況を確認する。	作動が確実であること。	
起動装置	感知部	自動火災報知設備の感知器の作動試験の方法に準じた試験方法により作動状況を確認する。	受信装置に火災信号を確実に送信すること。	
	手動起動装置（手動起動装置を有するものに限る。）	手動で起動させ、作動状況を確認する。	作動が確実であること。	
受信装置	警報及び表示	感知部を作動させ、及び手動起動装置を有するものにあつては手動起動装置を操作し、作動状況を確認する。	a 第1信号を受信した場合に警報音又は音声を発し、警報中に当該警戒区域内の他の感知器から第2信号を受信した場合に自動的に作動装置及び選択弁等に信号を送信すること。 b 2以上の警戒区域から火災信号を受信できるものにあつては、火災信号を発生した警戒区域と受信装置の警戒区域の表示が一致すること。 c 警報音又は音声は、火災が発生した旨を関係者等に有効に知らせることができること。	

	復旧スイッチ	復旧スイッチを操作して作動状況を確認する。	a 復旧スイッチは専用であること。 b 定位置に自動的に復旧しないスイッチにあっては、当該スイッチが定位置にないとき、音声の発生装置又は点滅する注意灯が作動すること。
非常電源	電源の自動切替機能	主電源の遮断及び復旧により確認する。	電源の自動切替機能が正常であること。
	端子電圧・容量	予備電源スイッチを操作して確認する。	所定の電圧値及び容量を有していること。

備考 印の試験は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第13号）に適合しているものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものにあつては、省略することができる。

ウ 総合試験

総合試験は、1のユニットごとに任意の1の同時放射区域を選択して行うこと。

試験項目		試験方法	合否の判定基準
総合作動試験	選択弁作動状況	<p>試験用ガスを用いて非常電源に切り替えた状態で、次の項目を確認する。</p> <p>加熱試験器等により感知部を作動させ、1の感知部が作動した場合に受信装置の表示灯が点灯（点滅）するとともに警報装置が鳴動し、引き続き2個目の感知部が作動した場合には作動装置、開放装置等が作動して試験用ガスが放出すること。</p> <p>1の感知部が作動した時点で復旧スイッチを押した場合に、警報装置が停止すること。</p>	<p>a 1の感知部の作動により警報音又は音声を発し、同一の同時放射区域にある2個目の感知部の作動により作動装置及び選択弁が作動すること。</p> <p>b 試験用ガスが正常に導通すること。</p>
	音響警報作動状況	<p>1の感知部が作動した時点で加熱（加煙）をやめ、その後復旧スイッチを操作した場合、警報装置が停止すること。</p>	<p>1の感知部が作動した時点で加熱（加煙）をやめ、その後復旧スイッチを操作した場合、警報装置が停止すること。</p>

備考 印の試験は、「パッケージ型自動消火設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成16年消防庁告示第13号）に適合しているものとして、総務大臣若しくは消防庁長官が登録した登録認定機関の認定を受け、その表示が貼付されているものによっては、省略することができる。